

## 分収造林契約者の皆さまへ【Ｊークレジット制度に関するお知らせ】

最終更新日：２０２６年９月１日

### Ｊークレジット制度の森林経営活動プロジェクトにおけるプロジェクト実施地に関する永続性確認について

公社では、分収造林を対象地に、令和３年度を開始時期とするＪークレジット制度に基づく森林経営活動プロジェクトに取り組んでいます。

森林による二酸化炭素の吸収効果を将来にわたって確実なもの（永続性の担保）とするため、対象となる森林では長期にわたり「森林経営計画」を継続して作成し、適切に管理することが求められています。

- ・対象区域：森林経営計画の区域全体の森林
- ・認証対象期間：２０２１年４月１日～２０３０年３月３１日
- ・継続管理期間：認証終了後１０年間（～２０４０年３月３１日）

公社では、森林を将来にわたり適切に管理し、災害を防ぐなど森の豊かな働きを守るため「森林経営計画」を立てています。また、この計画が認定されることで補助金を有効に活用でき、費用負担を抑えながら森林経営の安定に繋がっています。

森林経営活動プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト実施地の分収造林契約者の皆さまに、制度上求められている「永続性担保」について、以下の①と②の事項をご確認いただきたくお知らせいたします。

- ① 公社が管理する公社造林では、今後も「森林経営計画」に基づき、適切な森林の管理を行います。
- ② 公社はプロジェクト実施者として、認証対象期間中およびその終了後から１０年を経過するまでの間、毎年度の森林経営計画、同認定書、伐採届の写しを翌年度６月３０日までに制度管理者に提出します。

#### 【ご確認のお願い】

本プロジェクトの実施（上記の①および②の事項）に関して「不同意」がある場合は、誠に恐れ入りますが、令和８年１０月２日までに公社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

なお、不同意がない（同意いただける）場合は、特段のご連絡等は不要です。